

寄附金税制の概要

【国税】

	所得控除 (従来型)	税額控除 (H23 改正で追加)
控除対象 寄附金	① 国又は地方公共団体に対する寄附金 ② 指定寄附金 ③ <u>特定公益増進法人に対する寄附金</u> ④ 認定 NPO 法人に対する寄附金	① 認定 NPO 法人に対する寄附金 ② <u>PST 要件・情報開示要件を満たす</u> 次の特定公益増進法人に対する寄 附金 ・ <u>公益社団法人・公益財団法人</u> ・学校法人 ・社会福祉法人 ・更生保護法人
控除額	寄附金額－2,000 円 *対象となる寄附金額の上限は、総所得 金額の 40%相当額	(寄附金額－2,000 円) × 40% *対象となる寄附金額の上限は、総所 得金額の 40%相当額 *控除税額の上限は、所得税額の 25% 相当額
添付書類	・寄附金の受領書(寄附金を受領した旨、 その寄附金はその法人の主たる目的で ある業務に関連する寄附金である旨、寄 附金の額、受領年月日)	・寄附金の受領書(同左。寄附者の氏 名・住所の記載があるものに限りま す) ・「税額控除に係る証明書」の写し ・「寄附金特別控除額の計算明細書」

【地方税】

対象法人	① 都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと寄附金) ② 住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金 ③ <u>都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金</u> *お住まいの都道府県・市町村の条例をご確認下さい。 当協会は東京都条例において控除対象とされておりますので、都民の方は都民税の 控除(4%)の適用を受けることができます。
控除額 (税額控除)	(寄附金(*1)－2千円) × 10%(*2) *1 対象となる寄附金の上限：総所得金額等の 30% *2 「都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金」の場合は、次の率により算出 ・都道府県が指定した寄附金は 4% ・市区町村が指定した寄附金は 6% (都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は 10%)
手続き等	所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要ですので、特段の手続きは必要あ りませんが、 <u>所得税の確定申告書を作成する際に、住民税の寄附金控除の適用に関 する所定の事項を記載して下さい。</u>